

旭指監第136号
令和3年8月27日

社会福祉施設等運営事業者様

旭川市長 西川 将人
(公印省略)

緊急事態宣言発出に伴う社会福祉施設等の対応について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、高齢者、障がい児者の社会福祉施設やサービス事業所（以下「社会福祉施設等」という。）の事業者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症への対策に御尽力をいただきながらサービスを提供いただいていることに感謝申し上げます。

さて、皆様も御存知の事と思いますが、本市においては新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、8月20日には「まん延防止措置等重点措置区域」に指定されたばかりであります。今般、本日8月27日から9月12日までを期間として、国の緊急事態宣言発出に伴い「特定措置区域」に指定され、より一層の強い感染対策が求められております。

つきましては、社会福祉施設等への新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、本年5月17日付けでも通知しましたが、例えば「休憩場所や食事場所など、感染リスクが高いと考えられる場所の消毒の徹底」「カラオケなど感染リスクが高いと考えられるレクリエーションの期間内の自粛」「用途に応じたマスクの選択と着用」など、利用者及び職員を感染から守るための対策に努めていただきたく、お願い申し上げます。

また、感染対策の手引きや感染対策にかかる各種マニュアルなども改めて御確認いただき、感染対策に留意いただきながら、引き続きサービスの提供に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 25-9849

旭川市保健所医務薬務課

電話 25-9815